

労働政策審議会 勤労者生活分科会（第35回）	資料6
令和8年3月26日	

## 労働者協同組合法の施行状況等について

# 労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事することを基本原理とする組織です。これらの基本原理に従い事業を行うことで、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的としています。

令和2年12月公布・**令和4年10月施行**の労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

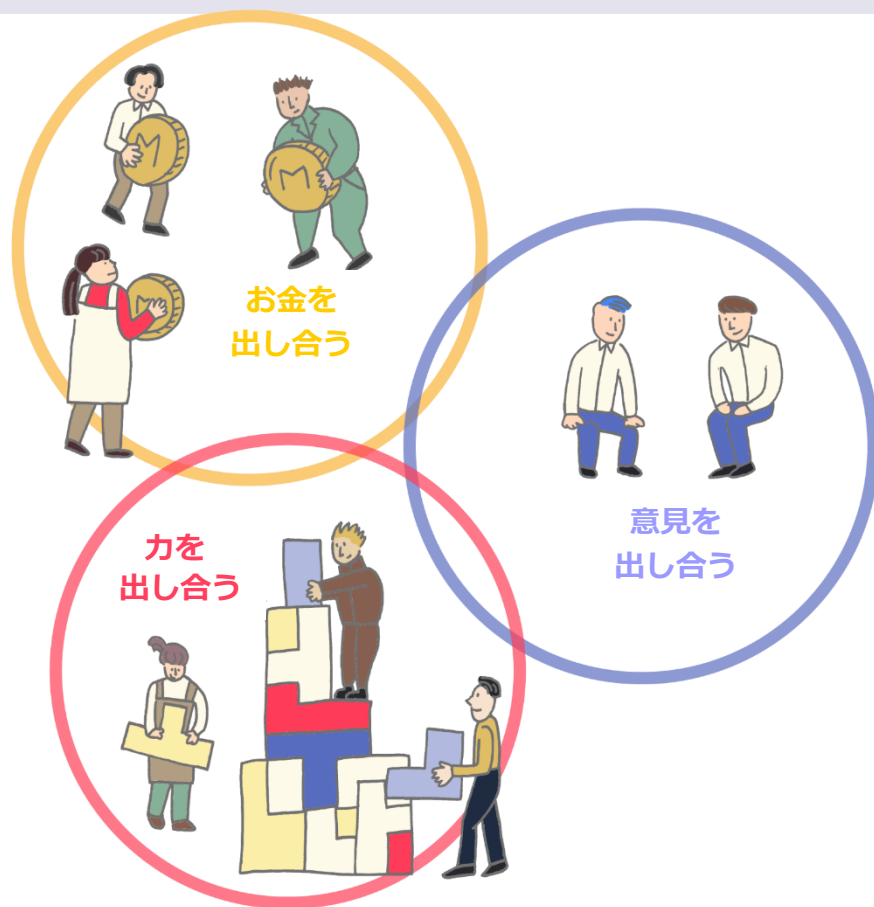
この法律では、労働者協同組合は、以下（1）から（3）の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

——— 基本原理 ———

（1）組合員が出資すること

（2）その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

（3）組合員が組合の行う事業に従事すること



# 労働者協同組合の設立・活動状況（概要）

令和8年3月1日時点で37都道府県で計**180法人**となっています。

※ 北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は16法人

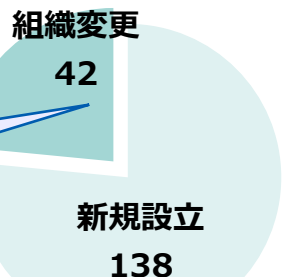
## 分野の例

- ・高齢者支援
- ・店舗運営
- ・配送
- ・子ども支援
- ・広告物や映像制作、イベント企画
- ・食品製造・販売
- ・障害児・障害者支援
- ・困りごと解決支援
- ・建設・土木・造園（緑化）
- ・家事・清掃
- ・農産物の生産等
- ・人事・コンサルタント業
- ・キャンプ場経営等

※地域の医療・介護・福祉、小売・物流に加え、見守りや家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと支援」といったエッセンシャルサービスを主要な事業とする組合が、全体の約7割を占めている。

## 設立方法の内訳

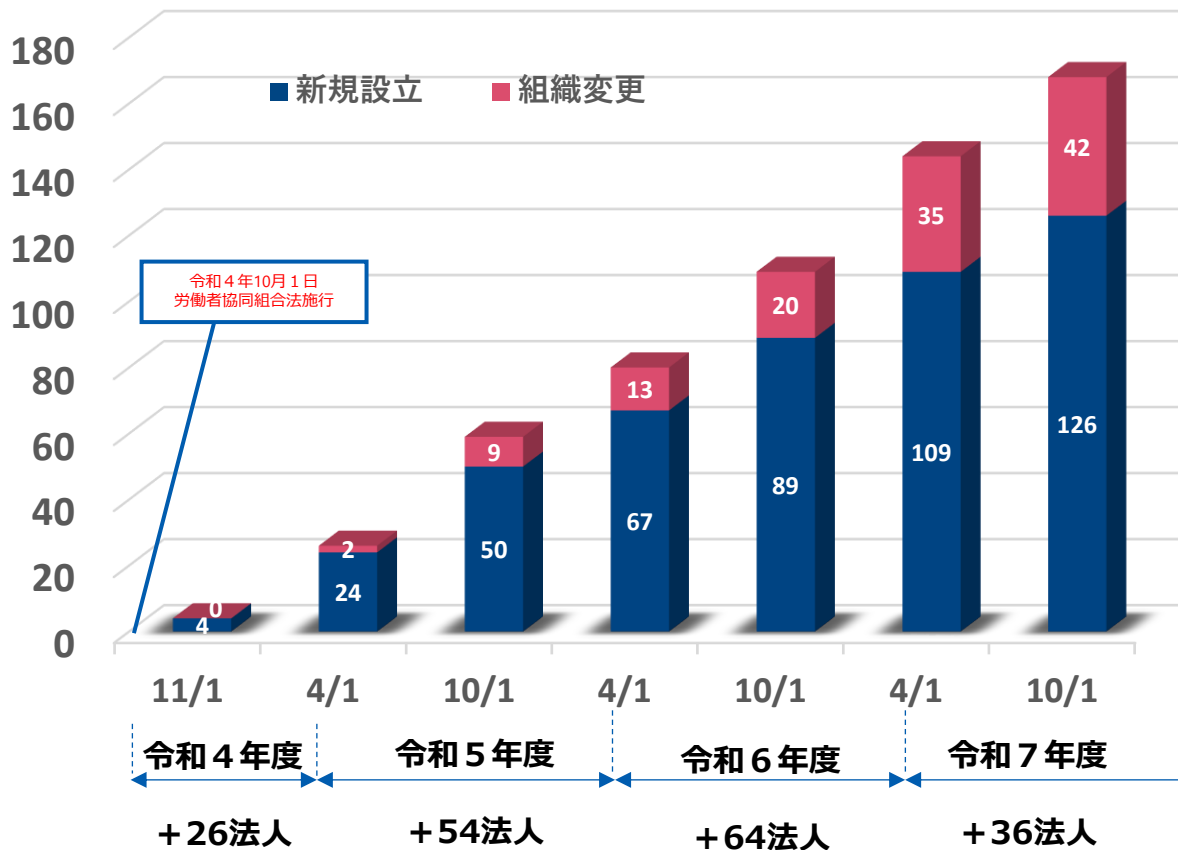
企業組合からの組織変更  
→27法人  
NPO法人からの組織変更  
→15法人



※企業組合又はNPO法人から労働者協同組合への組織変更は、時限的措置として認められていたものであり、令和7年9月末をもって終了している。

(法人数)

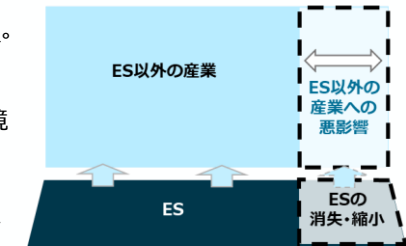
労働者協同組合法人数推移



(参考)

背景・政策的意義

- 人口減少下において、**少子高齢化に伴う構造的な人手不足**が我が国経済が直面する最大の構造的課題の一つ。労働集約的な対人サービス産業の中でも、**人々の生活に不可欠な物品及び役務を提供するエッセンシャルサービス (ES) \***で先鋭化。**ES供給不足は全国的な問題**であるが、過疎化が進み需要密度が低下している**地方で先行**。  
※ 食品等の生活必需品の卸小売、交通 (バス、タクシー等)、運送、ガソリンスタンド、自動車整備その他の生活の維持に必要なサービス
- 特に**私的主体が担うES**は、**市場経済の下で事業の持続性が成立しなければ撤退**を余儀なくされる状態にあり、構造的な人手不足の環境でますます事業継続が困難となることから、**産業政策の手法を用いた政策的措置を講じていく必要がある**。
- ESは経済全体の基盤**であり、その**供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失**につながるおそれ。当該地域の人的資源の喪失は、工場等の産業資本の機能不全や国内投資・立地促進の制約を生じさせることで、**マクロ経済へ甚大な影響を及ぼし得る** (2040年の経済成長の将来見通しにおける実質GDP750兆円を約16兆円～最大約76兆円下押しのおそれ)。
- マクロ経済運営の観点からも、**ESの供給の持続性確保は経済産業政策として取り組むべき重要な政策課題**。



ESの供給不足が国内経済に及ぼす影響の考え方

ES供給事業の社会的認知度の向上等

- ESの供給は、人々の生活維持に不可欠なものであり、また、産業の担い手を支えるものとして産業競争力の強化を下支えするエコシステムであり、**公益性の高い事業活動**。**ES供給事業のこうした位置づけの社会的認知度を高めるためには、国がその意義を制度的に位置づけて対外的に明らかにする仕組み**を講ずることが有効。その結果、**企業間連携や官民連携の促進、生活圏及び商圏における住民理解の醸成等につながる**。
- 制度的措置の立案・運用に当たっては、**ESに関する制度・事業所管省庁や地域社会に関わる関係府省庁との連携**が不可欠。

事業の採算性向上

- 需給両面から厳しい事業環境にあるES供給事業の継続のためには、**事業採算性を確保するための創意工夫**が必要。具体的には、**事業運営の効率化**として、①業務効率化・省力化 (DX導入、共同調達、標準化、バックオフィス共通化等)、②広域化 (商圏拡大に伴うサプライチェーンの合理化、既存インフラの活用)、③多角化 (多種ES事業展開、ES以外の収益事業) の手法が考えられる。上記の手法は、**事業主体の合理化** (事業承継、会社設立、合併等の組織再編) を通じて実現されることも。
- こうした取組を後押しするため、ESを対象に含む各種補助金の弾力的運用のほか、伝統的な産業政策である**資金供給の円滑化のための金融支援** (信用補完制度、日本政策金融公庫等による低利融資制度、中小企業基盤整備機構や食品等持続的供給推進機構 (食料システム機構) による債務保証制度、中小企業投資育成制度等) を“ES供給の持続性確保”というミッション志向で活用することが有効。
- 提供するESは**地域の需給状況やニーズ**に合わせる。フルスペックでなくてもよい。
- 課題の本質は**生活必需品へのアクセシビリティ**。ネットワークを構築する「移動 (モビリティ)」の重要性に着目し、**人・モノだけでなく情報やエネルギーの移動も含めた一体的な設計**を行うことが有用。
- 地域の内生性に触発された取組は、それ自身がコミュニティを形成するものとして意義を有する。ESビジネスは**コミュニケーションと活気**をもたらす。**コミュニティによる互酬性の経済**がESの持続性確保において有効に働く可能性。

多様な主体の参画の促進

- (1) 多様なES供給主体に対する支援**
  - 様々な事業環境におけるES需要を満たすためには、株式会社等の企業のほか、生協、農協等の協同組合、公益法人、NPO等の**中間団体の参画を促進**することが重要。
  - 中間団体の参画を促進するには、**事業協同組合等の設立要件の緩和、消費生活協同組合の員外利用に係る手続の簡素化、労働者協同組合の資金制約の緩和・事業承継の円滑化、地方公務員が参画する場合における手続の円滑化等の措置**が有効。
  - 自社の短期的な利益だけでなく地域経済の中長期的な利益を見据えてES供給事業を担う**地域密着型企业**が重要な役割を担う。
- (2) ES供給主体の取組を支援する体制の整備**
  - 事業者の取組を後押しするため、**地域の社会経済・産業を下支えする社会インフラとしての責務を自認する諸団体** (商工団体、地域金融機関、協同組合連合会 (生協等)、郵便局、ES関連産業・職能団体等) がES供給事業者の支援に参画する枠組みを構築することが重要。
  - 地方公共団体がこうした団体の参画を募り、各者の知見やノウハウを共有する場**の設定も有用。複数の地方公共団体が共同して設定することもあり得る。

今後の政策検討

来年の小委員会において、制度的措置の具体化に関する検討と併せて、DX技術等の活用による業務効率化、ES人材の役割の多角化、都道府県及び市町村による主体的な事業環境整備等との連動、関連予算・支援体制との連携、税制措置、必要な規制見直し等の議論を深めていく。

# 労働者協同組合の2つの意義と具体例

## ①多様な就労機会の創出

### ○多様な働き方

- ・テレワーク等、仕事と生活・家庭を両立できる働き方
- ・シニア・ミドル世代のセカンドキャリア
- ・副業・兼業、フリーランス

栄町（労協）（沖縄県）  
（労協）上田（長野県）  
（労協）キフト（神奈川県）、（労協）こども編集部（兵庫県）

### ○多様な人材の活躍

- ・多様な背景（引きこもり・不登校経験等）
- ・多様な個性・特性（障害・難病等）
- ・多様な価値観や思い・こだわり（ケアワーカー等）

（労協）創造集団440Hz（東京都）  
（労協）ワーカーズコープ・センター事業団 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房（埼玉県）  
（労協）うつわ（大阪府）

## ②多様な地域ニーズの充足

### ○地域のエッセンシャルサービスの維持

- ・地域の医療・福祉（高齢・障害・生活困窮・子ども関係）
- ・小売・物流・交通等
- ・見守り、家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと」支援

（労協）ワーカーズコープちば（千葉県）、（労協）はんしんワーカーズコープ（兵庫県）  
（労協）ワーカーズ・コレクティブ・キャリア（神奈川県）  
（労協）うんなん（島根県）、東白川村（労協）（岐阜県）

### ○その他、地域の課題解決や価値創造

- ・荒廃した山林原野の再整備やキャンプ場経営
- ・休耕地・耕作放棄地の再生
- ・農産物の生産・加工・販売・ブランド化

CampingSpecialist（労協）（三重県）  
つくば（労協）（茨城県）  
（労協）パンプアップせきかわ（新潟県）

【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）

（目的）

第一条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、**多様な就労の機会を創出**することを促進するとともに、当該組織を通じて**地域における多様な需要に応じた事業が行われること**を促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

令和8年度当初予算案 75百万円 (80百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	約2/3		約1/3

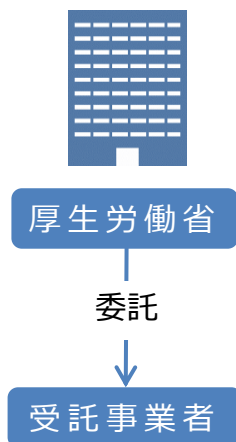
## 1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
- 令和8年度は、法施行から3年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な知見の情報提供・発信等を行う。
- また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援するとともに、報告書に事業の成果等をまとめ全国展開を図る。

※ 労働者協同組合:令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事することを基本原理とする法人。

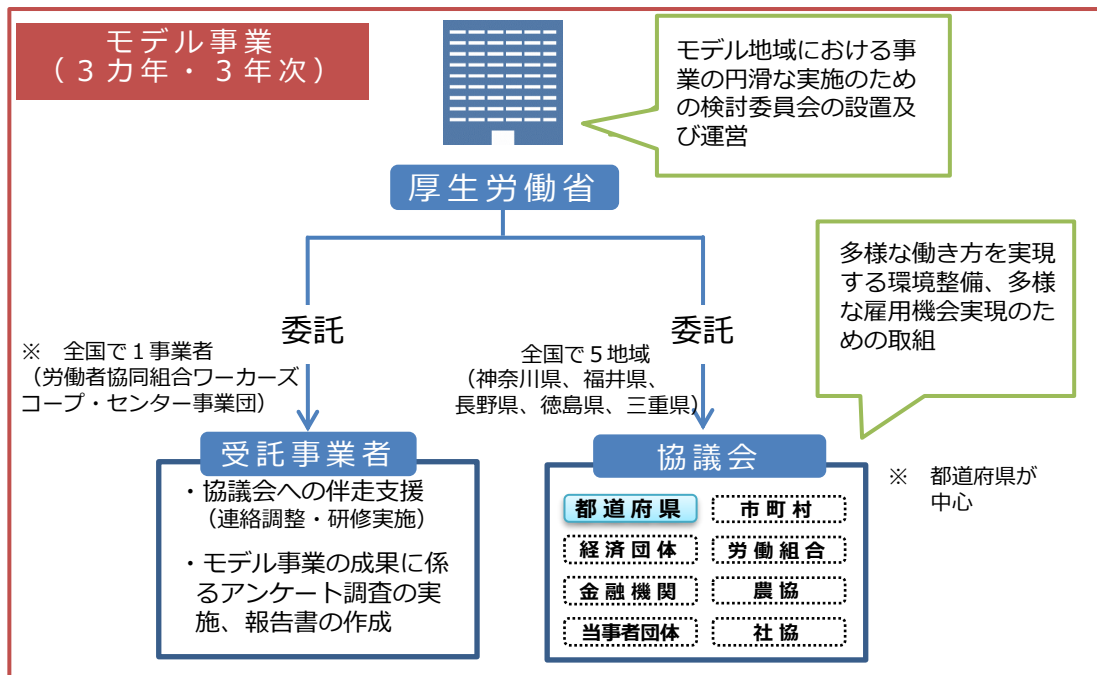
## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 制度の周知広報・設立支援



### 普及啓発事業

- ・ 特設サイトの運営
- ・ 好事例動画の作成・周知
- ・ メールマガジンの発行
- ・ オンラインセミナー 等



# 普及啓発事業の主な取組

- 特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」において、好事例動画（20本超）・記事（30本超）、Q & A、基礎的パンフレット等を掲載
- メールマガジン「ろうきょうマガジン」による最新トピックの定期配信
- 注目テーマごとのオンラインセミナーの開催（毎回約200名参加）
- 労協の運営に関係する主な支援制度を整理した「労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット」の作成（令和7年10月）  
（厚生労働省の助成金、中小企業庁の補助金・よろず支援拠点、日本政策金融公庫及び福祉医療機構の融資施策）
- 労協の「設立から運営まで」を体系的に整理した手引書「ろうきょうガイドブック」の作成（令和8年2月）

## 好事例の動画や記事

### 労働者協同組合の活動事例



労働者協同組合はんしんワーカーズコープ（令和5年4月設立）  
2023年5月29日

はたらくをもっと楽しく、共創する地域を目指して兵庫県尼崎市の南の端、阪神工業地帯の少し北にある阪神尼崎駅近くの商店街に、様々な事業を行う団体があります。設立は2014年。同じ職場で働いていた7人のメンバーで立ち上げ高画[-]

続きを読む



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団  
仙台地域福祉事業所けやきの社（令和5年4月設立）  
2023年5月15日

こどもたちをまんなかに 地域のみんながふれあう交流広場～仙台地域福祉事業所けやきの社は、2009年4月に開所し、今年で14年目。主に仙台市からの指定管理事業を行っています。現在は、児童館8館、子育てひろば1館、院内保育所1箇所、中高生の居場所の運営を行っています。[-]

続きを読む



CampingSpecialist労働者協同組合（令和4年10月設立）  
2023年3月25日

CampingSpecialist労働者協同組合は、キャンプ場の運営や野外活動を通じて、荒れ地を「持続可能な愛される土地」に、「多様な仕事が生まれることで、あらゆる人材（人材）に価値を創り出す」ことを目指して活動しています。2021年に当初NPO法人として[-]

続きを読む

## 主な情報提供資料

- パンフレット「知ろう はじめよう ろうきょう」
- リーフレット「成立の届出が必要です」
- 労働者協同組合法に係る手引き
- 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット
- ろうきょうガイドブック

# 「ろうきょうガイドブック」の公表（令和8年2月）

厚生労働省において、労働者協同組合の「設立から運営まで」を一冊で体系的に整理した手引書を作成しました。



## 「ろうきょうガイドブック」の目次

### 1、労働者協同組合という働き方

#### 1-1 労働者協同組合でできること

-出資・意見反映・事業従事の三位一体を基本原理とした主体的な働き方

#### 1-2 労働者協同組合だからできること—他の法人類型との比較

### 2、労働者協同組合を設立しよう

#### 2-1 最初に決めるべきことは？

##### 2-1-1 設立の基本項目を話し合う

##### 2-1-2 なぜ設立するのか？何の事業を行うか？設立趣意書の作成

##### 2-1-3 誰と一緒にやるのか？誰が何を担うのか

##### 2-1-4 出資金はどれぐらい必要？出資金の目安

#### 2-2 事業のルールを知ろう～労働者協同組合でできること、できないこと

#### 2-3 事業計画のポイント～事業計画の作成～

#### 2-4 収支計画のポイント～収支計画の作成～

#### 2-5 設立に必要な手続きや書類

#### 2-6 定款作成時のポイント

### 3、労働者協同組合を運営しよう

#### 3-1 3つの原理に則る運営

##### 3-1-1 出資・意見反映・事業への従事

##### 3-1-2 組合員の権利と責務・義務

#### 3-2 労働者協同組合の各機関の役割と運営(総会・理事会・監査)

#### 3-3 労働者協同組合の労務管理

#### 3-4 コンプライアンスについて

#### 3-5 設立後の運営について～持続可能な運営を行うためのポイント～

#### 3-6 事業年度終了後の手続きについて

#### 3-7 労働者協同組合の解散について

### 4、特定労働者協同組合について

### 5、各種チェックリスト

チェックリスト①設立時に各段階で行う事項と必要な書類

チェックリスト②設立後の実務と必要書類

チェックリスト③労務管理、コンプライアンス

★厚生労働省HP及び特設サイトにて公開

→[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14982.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html)

# 労働者協同組合活用促進モデル事業について

実施地域	神奈川県	福井県	長野県	三重県	徳島県
------	------	-----	-----	-----	-----

主な取組	周知広報	設立支援	就労支援	準備支援
	HP、SNS ちらし、メール フォーラム	相談窓口 伴走支援 ワークショップ・講習会	相談窓口 マッチング支援 面接会	職場見学 職場体験 職場実習・研修

成果	<p>モデル事業を通じて設立済みの労働者協同組合 <b>9法人</b> ※さらに4法人が設立見込み</p> <p>—食品製造・販売（3）、高齢者支援（2）、子ども支援（1）、困りごと解決支援（1）、配送（1）、農産物の生産等（1）</p> <p>※カッコ内は法人数</p>
----	--

効果的な取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>市町村や地域関係者</b>（労福協、労働金庫、農協等）との連携（周知・協力依頼、都道府県の協議会の構成員への参加促進等）</li> <li>○ <b>庁内関係部局</b>（地域づくり、福祉、農業等）との連携（周知協力依頼等）</li> <li>○ <b>映画上映会、マスメディア（ラジオ等）やSNSの活用</b></li> <li>○ <b>大学との連携</b>（寄付講座を設置し、労働者協同組合の活動紹介等）</li> </ul>
---------	--

主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>認知・関心不足</b>（集客困難等）</li> <li>○ <b>市町村ごとの温度差</b></li> <li>○ <b>経営支援のノウハウ不足</b></li> </ul>	必要な対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>国の特設サイト</b>充実等（社会性と事業性を両立した労協可視化、エビデンス蓄積等）</li> <li>○ 市町村や地域関係者との連携を実現している<b>協議会の取組の横展開</b></li> <li>○ <b>支援策リーフレット</b>（よろず支援拠点を含む。）等の周知・案内</li> </ul>
------	---	--------	--

# 市町村の取組事例（広島県広島市：平成26年度～）

## 【市の概要】

人口：1,170,275人 世帯数：585,426世帯 高齢化率：26.6%

(R7.3末時点 広島市住民基本台帳データより)

## 現状・課題

- ・ 少子高齢化や転出超過の進行に伴い、地域の活力低下や担い手不足が課題。
- ・ 持続可能な社会の実現のためには、働く人それぞれの個性に合った多様な働き方を実現していくことが必要。

## 【広島市「協同労働」促進事業】

「協同労働」の仕組みを活用して、地域課題に取り組む意欲のある高齢者を中心とした協同労働団体の立ち上げを支援（平成26年度～）

⇒ 構成員のうち半数が60歳以上という年齢要件を撤廃（令和4年度～）

### 伴走型支援

#### 協同労働 支援センター事業

- ・ 広島市シルバー・協同労働センターから、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団へ委託
- ・ 経験豊富なコーディネーターが事業の立ち上げから、その後の運営までの伴走型支援を実施

### 補助金交付

#### 「協同労働」 個別プロジェクト 立ち上げ支援事業

- ・ 協同労働支援センターの支援を受け、具体的な事業化の目途が立った団体を対象に、外部有識者による評価（事業可能性検討会議〈年2回開催〉）等を行った後、認定された団体に補助金を交付
- ・ 立ち上げに要する経費に補助金「補助率1/2（上限100万円）」を交付
- ・ 概算払いで支給し、翌年度の5月までに精算処理

## 現在35の協同労働団体が活動中

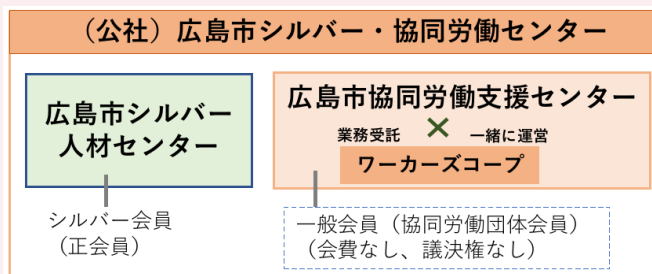
（うち1つが労働者協同組合）

## 事業内容

困りごと支援	22
サロン	18
農業	6
食	4
町内会等連携活動	7
子どもの居場所、学習支援	2
フリーマーケット運営	1
スポーツクラブ運営	1

## ★広島市協同労働支援センターについて★

- ・ 令和7年度より、シルバー人材センターと統合。
- ・ 統合の効果は以下のとおり。
  - ①両センター相互の会員数、団体数の増加
  - ②シルバー人材センター、協同労働団体の就業機会拡大
  - ③団体の人材育成、業務拡大、リスク低減、安定性・信頼性向上(シルバー人材センターが開催する研修・講習会の活用)
  - ④両センターそれぞれが持つ利用者からの声・ニーズ、地域課題を共有



(※) 地域運営組織 (RMO) との関係  
「ひろしまLMO」として、全小学校区での地域運営組織の設立を推進。一部のLMOでは、協同労働団体が参加し、事業の一部を担う。

(出典) 広島市資料を元に厚生労働省にて作成

# 市町村の取組（茨城県つくば市：令和5年度～）

## 【市の概要】

人口：258,951人 世帯数：120,200世帯

(R7.4.1時点 つくば市住民基本台帳データより)

## 現状・課題

- ・ 中心部は人口増加傾向だが、周辺地域では高齢化率が上昇しており、地域間のギャップが存在している。
- ・ NPO法人や市民団体の数が多く、地域に根付いた活発な市民活動を行う素地が養われている。

格差を生みずに地域に必要なサービスを地域の人たちと一緒にどうつくっていくかということを考えていく

## 労働者協同組合の活用によって多様な働き方により持続可能で活力ある地域づくりを目指す

地域づくりを仕事にしよう

「自分住んでいる地域をもっとよくなりたい！」「困っている人々を助けたい」という思いを仕事にしてみませんか？

令和7年度(2025年度) 協同労働(労働者協同組合)について学ぶセミナー

労働者協同組合とは、働く人が出資して組合員となり、組合員一人ひとりの意見を反映させながら運営し、共に働く新しい組織です。組合員が出資・運営・労働を担い合う働き方を「協同労働」といい、多様な働き方により持続可能な活力ある地域づくりを目指します。

参加無料

オンラインは100名まで参加可能  
10/21のみ会場参加者12名まで  
開催日の前日10/21のみ  
※会場参加はQRコードから申し込みください。

令和6年度参加者の声

「仕組みや考えの準備」が事前に説明していただきありがとうございました。

講演者の方の経験談も聞きまわるとリアルな情報や実感が伝わってきました。

労働者協同組合を立ち上げたいというイメージが湧きました。

労働者協同組合に関する相談窓口

相談できること

- 新しい働き方である労働者協同組合に関すること
- 労働者協同組合の設立に関すること
- 労働者協同組合の設立後の運営に関すること

労働者協同組合運営費補助金

労働者協同組合を設立し、地域課題の解決や地域活性化に取り組むことで、持続可能な活力あるまちづくりの実現のための活動を支援することを目的としています。

## つくば市における労働者協同組合へのサポート

### 労働者協同組合に関する相談窓口の設置

労働者協同組合の設立・運営等に関する相談窓口を隔週1回で設置

### 労働者協同組合セミナーの実施

制度や事例等を紹介するセミナーの実施

(開催実績)

令和7年度：全10回延べ89名参加  
令和6年度：全8回延べ88名参加  
令和5年度：全16回延べ129名参加

### 労働者協同組合運営費補助金

最初に交付を受けた年度を含めて5年度間のうち3回、毎年度60万円を限度として、人件費、報償費などの補助対象経費の1/2までを補助

(出典) つくば市資料を元に厚生労働省にて作成

## つくば労働者協同組合（令和7年1月設立）

- ・ 米の生産・加工・販売や、休耕地・耕作放棄地の整備などを行う労働者協同組合。
- ・ つくば市内で長年稲作に携わってきた3名の兼業農家が、地域農業の高齢化と耕作放棄地の増加に危機感を抱き、引退を機に共同で課題解決に取り組むべく組合を設立。
- ・ 運営は極めてフラットで、SNSを活用した日常的な意見交換により迅速に意思決定を行っている。
- ・ 少人数ゆえに意見の調和がとれやすく、対等な立場で気軽に話し合える働き方が組合員の大きな魅力となっている。
- ・ つくば市からの各種サポート（※）を受けたことがスムーズな労働者協同組合の設立に繋がった。

※つくば市での労働者協同組合に対するサポート

- ・ 労働者協同組合運営費補助金  
（最初に交付を受けた年度を含めて5年度間のうち3回、毎年度60万円を限度として、補助対象経費の1/2までを補助）
- ・ 労働者協同組合に関する相談窓口の設置
- ・ 労働者協同組合のセミナーの開催



つくば労働者協同組合で耕作を行っている水田



五十嵐つくば市長（右から2人目）と組合員  
（写真提供 つくば市）

# 労働者協同組合法の円滑な施行及び施行状況の把握等の取組

令和9年10月に労働者協同組合法の施行後5年を迎えることを見据え、制度の普及啓発や活用促進に加え、施行状況の把握（法人の運営実態や課題・ニーズなど）を行い、その結果を関係者と共有するなど、制度の円滑な運用及び今後の検討に資する環境整備に取り組む。

※労働者協同組合法（令和2年12月公布、令和4年10月施行）附則

（検討）

第三十二条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

	R4年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10～
普及啓発			普及啓発事業 (特設サイト、メルマガ、セミナー、好事例動画等)		※R8予算案計上	更なる普及啓発策の検討	
活用促進				モデル事業 (都道府県における創意工夫ある労協活用の取組)		更なる活用促進策の検討	
施行状況把握					(独)労働政策研究・研修機構(JILPT) 厚生労働省要請研究(緊急調査)		